

注記事項について（案）

1. 注記の記載場所と項目

■ 現行基準の規程と様式（資料 2 - 2、参考資料 2）

- ・ 現行基準においては「第 3 節 貸借対照表の記載方法等」に注記の記載方法が定められ、「計算書類の末尾に記載する」とされている。
- ・ 一方、第七号様式では貸借対照表の脚注に記載される様式であり違和感がある。

■ 論点① 注記の節を独立させるか否か

- ・ 計算書類の末尾に記載することを明示するため、新会計基準において注記の節を設け、貸借対照表の様式から脚注を削除するか

■ 対応案

（案 1）現行どおりの構成で記載する

（案 2）注記の節を設け、貸借対照表の様式から脚注を削除する（注記記載例は別途通知等で周知）

■ 論点② 基準に定める注記の内容

- ・ 他の非営利法人の基準や学校法人の経営環境等を踏まえ、現行の規程や記載例から見直しが必要な項目があるか（関連当事者取引注記等）

■ 対応案

（案 1）現行どおりの構成で記載する

（案 2）現行の注記項目から必要に応じて加除を行う。

2. 子法人の注記要否

■ 私学法改正に伴う影響

- ・ 現行の学校法人会計基準および文科省通知では「8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として「(3)学校法人の出資による会社に係る事項」を記載することとしている。
- ・ 当該注記は「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を説明し、学校法人と子会社との取引等に関する情報を計算書類に開示することにより、学校経営の健全性を確保し、また、不正・不透明な取引等を抑止する趣旨（平成13年6月8日付行政課長・参事官通知「学校法人の出資による会社の設立等について」、規制改革委員会第二次見解平成11年12月14日行政改革推進本部規制改革委員会）。
- ・ 今般の私学法改正に伴って、子法人が規定されており（改正私学法31Ⅳ②等）、今後私学法施行規則において、子法人の定義を規定予定（学校法人が議決権の過半数を有する他の法人などを定める予定）。
- ・ 私学法改正のポイントの1つとして、子法人の役職員の監事・評議員への就任制限を設ける（46Ⅱ、62Ⅴ③）とともに、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与する（53Ⅱ、86Ⅳ）など、子法人に対するガバナンスが強化されている。

■ 論点① 開示対象となる子法人の範囲

- ・ 注記及び私学法改正の趣旨に鑑み「(3)学校法人の出資による会社に係る事項」の開示対象となる子会社について、現行どおりとするか、子法人の定義に合わせ変更するか

■ 対応案

（案1）現行どおり「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を記載する

（案2）私学法施行規則に規定される子法人の定義に合わせる。

■ 論点② 開示内容の充実

- ・ 私学法改正の趣旨に鑑み、現行で求められている開示内容を変更するか

■ 対応案

(案 1) 現行どおりとする。

(案 2) 資料 2 - 3 のとおりとする。